

中期目標新旧対照表〔独立行政法人農畜産業振興機構〕

資料 2

次期中期目標	現行中期目標
<p>独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、平成15年10月に農畜産振興事業団と野菜供給安定基金を統合して発足した。</p> <p>機構は、我が国の農業総産出額の約6割を占め、国民の消費生活において重要となっている畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象に、畜産物の価格安定業務、野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整のための業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助業務、情報収集提供業務等を実施して、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命としている。</p> <p>機構は、第1期中期目標期間（平成15年10月から平成20年3月まで）において、BSE（牛海綿状脳症）や高病原性鳥インフルエンザの発生、輸入野菜の増加、新たな砂糖及びでん粉の経営安定対策の発足等の重要課題に対して、迅速かつ的確に諸事業を実施してきたところである。</p> <p>今後、経済社会のグローバル化が一層進展し、開発途上国の人口増加と経済発展、バイオ燃料生産の拡大等を背景にエネルギーや穀物需要が増加するなど食料需給とこれを取り巻く諸情勢の不安定化が予測されるとともに、食の安全・安心に対する国民の関心が一層高まる中で、国内農畜産物の生産増加による食料自給率の向上と農畜産物の安定的輸入の確保はますます重要な課題となっている。</p> <p>このため、国は、食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。）に掲げた食料自給率の向上等の政策課題の達成に向けて、農畜産物の需給と価格の安定、農業生産コストの低減、経営感覚に優れた担い手の育成・確保、食の安全・安心の確保、食品産業と農業との連携強化等の各般の施策を推進していくこととしている。</p> <p>機構は、第2期中期目標期間（平成20年4月から平成25年3月まで）において、こうした国の基本計画に基づく農政の基本方針に即して、機動性を活かしつつ、国等が行う施策や事業と連携し、民間による取組が困難な場合及び民間による取組を促進する必要がある場合において、</p> <p>― 農畜産物の価格の安定、生産及び出荷の安定並びに価格調整</p>	

農畜産業の振興に資するための事業への補助事業の効率的かつ効果的な実施

生産者や消費者等に対する分かりやすい情報提供等に機動的かつ弾力的に取り組む必要がある。

機構は、これらの業務の実施に当たっては、独立行政法人制度の趣旨、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）等に即して、事業費の削減・効率化、経費の抑制と業務執行の改善、情報公開の徹底を通じた透明性の向上等に努め、その成果が厳格かつ客観的に評価されるようにしなければならない。

以上を踏まえ、機構は、国民の期待と信頼に応え、以下に掲げる中期目標の達成を図るものとする。

#### 第1 中期目標の期間

機構の中期目標期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。

#### 第2 業務の効率化に関する事項

##### 1 事業費の削減・効率化

事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標期間中に、平成19年度比で10%削減する。

この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

##### 2 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し等に努め、中期目標期間中に、平成19年度比で15%削減する。

(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成18年度からの5年間で5

#### 第1 中期目標の期間

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。

#### 第2 業務の効率化に関する事項

##### 1 事業費の削減・効率化

事業費については、補助事業の効率化等を通じ、中期目標の期間中に、平成14年度（BSE関連の補助事業を除く。）の9割以下の水準に抑制する。

この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

##### 2 業務運営の効率化による経費の抑制

(1) 業務運営の効率化による経費の抑制については、一般管理費（退職手当を除く。）について、汎用品の活用等による調達コストの節減等に努め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。

(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間において国家公務員に準じた人件費削減（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）の取組を行う。

%以上を基本とする削減について引き続き着実に実施するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から機構が実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。これに加え、平成20年度以降、新たな人事管理制度を導入することにより、人件費改革を更に進めるとともに、平成25年4月1日までに管理職割合を3分の1に引き下げる。

これらの取組により、職員の給与水準について、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を、平成24年度には、平成18年度と比較して10ポイント引き下げるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。

〔参考〕

1．管理職割合（平成19年4月1日）：42%

2．地域・学歴を勘案した対国家公務員指数（平成18年度）：114.1

(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

### 3 業務執行の改善

外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる等業務執行の改善を図る。

また、業務の適正な執行を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を設置し、役職員の法令遵守を徹底する等内部統制機能を強化する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。

### 3 業務執行の改善

外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させる仕組みを導入する等業務執行の改善を図る。

### 4 業務運営能力等の向上

#### 4 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、品目横断的かつ国内外一体的な情報収集提供業務が円滑に実施できるよう、情報収集提供業務を行う組織体制の再編等を行うとともに、業務実績等を踏まえた地方事務所の在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。

また、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

#### 5 補助事業の効率化等

(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。

(2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択並びに費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。

(3) そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業の進行状況を把握し、事業内容や採択要件等事業に関する各種情報の公表等を行う。

また、畜産業振興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

畜産、野菜、砂糖及びでん粉の各業務については、基本計画において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

また、業務内容等に応じ、それぞれの業務ごとに、アウトカム指標

- (1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、研修を定期的実施するとともに、職員の資質の向上に資する幅広い知識の導入を図る。
- (2) 国民の信頼確保のため、役職員の倫理、規範意識の啓発を図る。

#### 5 機能的で効率的な組織体制の整備

社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、本部事務所の統合、総務・経理の共通管理部門の統合等により、機能的で効率的な組織体制を整備する。

#### 6 補助事業の効率化等

畜産及び蚕糸に係る補助事業について、既に費用対効果の評価手法が開発されている事業においては、その評価結果を事業に反映させる仕組みを平成16年度末までに構築し、評価手法が開発されていない事業においては、事業の効果を適切に評価できる手法を開発し、順次導入するほか、明確な審査基準に基づき事業を実施し、補助先を公表する等効率的かつ透明性の高い事業実施を図る。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

を含む適切な指標をできる限り具体的かつ定量的に設定し、その成果の評価を厳格かつ客観的に行うことにより、業務の一層の質の向上を図る。

さらに、機構の業務の評価に当たり十分機能する指標を追加していくこととし、その際はより効率的かつ効果的に事業を実施する観点から検討を行うこととする。

#### 1 畜産関係業務

畜産については、国の政策目標である基本計画に掲げる生乳及び牛肉の生産コストの2割程度の低減を通じた経営体質の強化等に資するよう、畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

また、事業費削減の取組を引き続き実施するとともに、保有資金の規模拡大を抑制する。

##### (1) 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。

##### (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。

〔参考〕平成4年度実績：16業務日

##### (3) 畜産に係る補助

畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、( )国の補助事業を補完するためのもの、( )畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施するものとする。

また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。

##### 学校給食用牛乳供給事業

学校給食用牛乳の供給合理化及び消費の拡大・定着等を図るため、合理化施設機器の整備、供給条件の不利な地域における輸送

#### 1 畜産関係業務

畜産については、国の政策目標である「食料・農業・農村基本計画」(以下「基本計画」という。)に掲げる生乳及び牛肉の生産コストの2割程度の低減を通じた経営体質の強化等に資するよう、畜産物の価格安定に係る業務、畜産に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

##### (1) 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施する。

##### (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管を開始する。

〔参考〕平成4年度実績：16業務日

##### (3) 畜産に係る補助

畜産に係る補助事業は、畜産物の生産・流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、( )国の補助事業を補完するためのもの、( )畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

##### 学校給食用牛乳供給事業

学校給食用牛乳の供給合理化及び消費の拡大等を図るため、合理化施設機器の整備、供給条件の不利な地域における輸送費等の

費等の掛増し経費の助成、牛乳等に関する普及啓発等を行う。普及啓発等を行う際には、事業実施主体の取組について、効果の高い活動事例の情報提供やその活用促進により重点化を進めるとともに、事業の提案に際しその必要性・有効性等について事前の検証を行う。

また、国における事業の見直しに資するよう、学校給食用牛乳の消費の維持拡大・定着促進に係る各事業メニューごとに事業目的の達成度を測る上でふさわしい指標を設定し、これに基づく事業成果の評価を行う。

なお、学校給食において牛乳を経験した者のその後の牛乳摂取の影響を把握するための手法を研究する。

## 畜産業振興事業

### ア 生乳の需給安定対策

衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備、国産生乳・乳製品に対する理解の促進のための普及啓発等を行う。

### イ 肉用牛対策

畜産経営の安定化のための補てん金等の交付、肉用牛の生産基盤の安定的な発展のための改良増殖及び飼養管理技術の向上のための支援等を行う。

### ウ 飼料対策

飼料自給率の向上のための支援、ゆとりある経営のための外部化・協業化の推進等を行う。

### エ 環境対策

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための機械施設の整備等を行う。

掛増し経費の助成等を行う。

主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業  
衛生的かつ生産効率の高い乳業施設、産地食肉センター等の整備、畜産物の総合的な需給調整のための支援、国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のための普及啓発等を行う。

畜産の経営又は技術の指導等の事業

畜産経営の安定化のための補てん金等の交付、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための機械施設の整備、飼料自給率の向上のための支援、ゆとりある経営のための外部化・協業化の推進、家畜伝染病のまん延防止のための互助活動への支援、負債整理のための資金の融通等を行う。

肉用牛の生産の合理化のための事業

肉用牛の生産基盤の安定的な発展のための改良増殖及び飼養管理技術の向上のための支援を行う。

その他畜産の振興に資するための事業

BSE等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。

## オ 食肉等流通対策

産地食肉センター等の整備、国産食肉に対する理解の促進のための普及啓発等を行う。

## カ 家畜衛生・その他の対策

家畜伝染病のまん延防止のための互助活動への支援、負債整理のための資金の融通、BSE等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。

### (4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付

生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

〔参考〕平成18年度実績：18業務日

ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。

### (5) 指定乳製品等の輸入・売買

指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを行う。

〔参考〕平成9年度実績：57日（大洋州産以外のものは84日）

国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。

### (6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。

〔参考〕平成18年度実績：14業務日

### (4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付

指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

〔参考〕平成14年度実績：21業務日

ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表する。

〔参考〕平成14年度実績：12業務日

### (5) 指定乳製品等の輸入・売買

指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に売渡しを行う。

〔参考〕平成9年度実績：57日（大洋州産以外のものは84日）

国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

### (6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。

〔参考〕平成13年度実績：32業務日（平成14年度は、BSE対策に伴い変則的な対応を実施）

ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付が終了した後速やかに公表する。

#### (7) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額も公表する。

さらに、機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含めてすべての保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。

このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用に当たっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記することを始め積極的に説明責任を果たすものとする。

## 2 野菜関係業務

野菜については、基本計画に掲げる担い手を中心とした生産・供給体制の確立、低コスト温室の開発・普及等による低コスト生産等が可能な競争力の高い産地の育成及び消費者や実需者等の視点に立った加工・業務用需要への対応やより新鮮、安心して高品質な野菜の供給等に向けた取組の強化に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜の価格安定及び緊急需給調整に係る業務等を以下のとおり実施する。

(1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

また、同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定を農林水産省から機構に移管し、適正な業務運

ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表する。

## 2 野菜関係業務

野菜については、基本計画に掲げる担い手を中心とした生産・供給体制の確立、低コスト温室の開発・普及等による低コスト生産等が可能な競争力の高い産地の育成及び消費者や実需者等の視点に立った加工・業務用需要への対応やより新鮮、安心して高品質な野菜の供給等に向けた取組の強化に資するよう、これらの対策の推進に不可欠なセーフティネット機能を有する野菜価格安定制度に係る業務を以下のとおり実施する。

(1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。

営を図る。

〔参考〕平成18年度実績：12業務日

- (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。

〔参考〕平成18年度実績：24業務日

- (3) (1)又は(2)の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

〔参考〕平成18年度実績：12業務日

- (4) 野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を機構において一元的に行う体制に移行して適正な業務運営を図る。

- (5) ホームページ等において、需給動向等に的確に対応しうるような農業経営者を育成する等の観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等や需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。

〔参考〕平成18年度実績：年12回

- (6) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額も公表する。

### 3 砂糖関係業務

砂糖については、基本計画を踏まえ、経営感覚に優れた担い手による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産糖製造事業の経営の安定等に資するよう、砂糖の価格調整に係る業務を以下のとおり実施する。

〔参考〕平成14年度実績：15業務日

- (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。

〔参考〕平成14年度実績：60業務日

- (3) ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量等に係る情報を、原則として四半期ごとに公表する。

〔参考〕平成14年度実績：年1回

### 3 砂糖関係業務

砂糖については、基本計画を踏まえ、経営感覚に優れた担い手による甘味資源作物の需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産糖の製造事業の経営の安定等に資するよう、砂糖の価格調整に係る業務を以下のとおり実施する。

(1) 砂糖の価格調整

甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

〔参考〕平成18年度実績：18業務日

ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。

(2) 砂糖に係る補助

砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施するものとする。

(1) 砂糖の価格調整

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

〔参考〕平成14年度実績：20業務日

ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。

〔参考〕平成14年度実績：翌月の30日

(2) 砂糖に係る補助

砂糖に係る補助事業は、砂糖又はてん菜・さとうきびの生産・流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で、( )国の補助事業を補完するためのもの、( )砂糖をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

ア 砂糖の生産・流通の合理化のための事業

国内産糖企業・精製糖企業における製造コストの低減等を促進するため、効率的な製造設備の整備、従業員の早期退職の促進等を行う。

イ 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業

てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、てん菜については、直播栽培の促進、優良品種の導入、集出荷の合理化等、さとうきびについては、生産性の向上に必要な技術の普及、優良品種の導入等を行う。

ウ 砂糖に対する理解の促進のための事業

消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。

の砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、平成19年度においては、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施するものとする。

### (3) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。

また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。

## 4 でん粉関係業務

でん粉については、基本計画を踏まえ、経営感覚に優れた担い手によるでん粉原料用いもの需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定等に資するよう、でん粉の価格調整に係る業務を以下のとおり実施する。

### (1) でん粉の価格調整

#### — でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

#### — 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

— ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。

### (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。

## 4 でん粉関係業務

でん粉については、基本計画を踏まえ、経営感覚に優れた担い手によるでん粉原料用いもの需要に即した生産を促進し、その農業所得の確保を図るとともに、国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定等に資するよう、でん粉の価格調整に係る業務を以下のとおり実施する。

(1) でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(2) 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(3) ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。

## 5 情報収集提供業務

農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断材料となる情報等を適時適切に提供すること等を通じて、農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。

また、国民消費生活の安定に寄与するよう、農畜産物に関する正しい知識の普及等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。

このほか、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。

(1) 需給関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。

また、当該検討結果等に基づき、需給に関連する重要情報を提供する。

(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行う。

## 5 蚕糸関係業務

蚕糸については、蚕糸業の経営の安定等に資するよう、生糸の輸入調整に係る業務及び蚕糸に係る補助業務を以下のとおり実施する。

### (1) 生糸の輸入調整

国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結する。

〔参考〕平成元年度実績：15業務日

ホームページ等において、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

### (2) 蚕糸に係る補助

蚕糸に係る補助事業は、繭の高品質化、養蚕作業の省力化・効率化等の取組を通じ、蚕糸業の経営の安定を図る事業であって、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施するものとする。

## 6 情報収集提供業務

基本計画に掲げる望ましい食料消費の姿、食品の健康に果たす役割等についての理解を深めるとともに、基本計画に掲げる農業生産に関する課題の解決、食品安全に係るリスクコミュニケーションの充実等に資するよう、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。

(1) 情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、価格調整又は価格調査に関する情報については原則としてすべての調査において、生産振興に関する情報については必要と認められる調査において、それぞれ企画段階で専門家及び情報利用者の参画を得る。

(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報やその提供方法について効果測定を実施し、その

また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。

さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とするため、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。

- (3) 需給関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。
- (4) 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全・安心関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。
- (5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供内容の改善等を通じ、ホームページへの年間アクセス件数が、543万件以上となるようにする。

〔参考〕平成18年度実績：543万件（ただし、シルク情報及び畜産情報ネットワークに係るアクセス件数を除く。）

- (6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。

結果を情報提供に反映させる仕組みを構築し、紙面・ホームページの改善を図る。

また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で3.7以上となるようにする。

- (3) 情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。
- (4) 消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、企画段階からの消費者、有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する。
- (5) ホームページの活用等により、国民に対する情報提供の充実を図り、ホームページの年間アクセス件数が、140万件以上となるようにする。

〔参考〕平成14年度実績：140万件

（農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金の合計。平成14年度はB S Eの発生に伴い、アクセス件数が通常より多くなっている。）

また、ホームページの活用状況を的確に把握するシステムを平成15年度末までに開発する。

- (6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。

2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 職員の人事に関する計画

中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。

また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人材の育成を行う。

2 長期借入れを行う場合の留意事項

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第14条第1項（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。